

北海道産業貢献賞
(卓越した技能者)
表彰事務取扱要領

1 趣旨

北海道産業貢献賞(卓越した技能者)表彰事務の取扱いに関しては、北海道表彰規則及び北海道表彰規則に基づく表彰事務取扱要領(総務部長通達)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 表彰の対象

表彰の対象は、表彰が行われる日現在、道内の事業所に勤務する者(事業を営む者を含む。)であって次の各号に該当するものとする。

(1) 全産業に属する技能の職業に従事するものであるが、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく技能検定及び職業訓練の職種に係る職業に就業している者を中心とする。

(2) 同一職種に関し、25年以上の実務経験を有し、かつ、満年齢45歳以上の者。

3 表彰の基準

表彰の基準は、前項に該当する者であって、次の各号に該当し、その功績が顕著であると認められる者。

(1) その者の技能が極めて優れており、現に技能職に従事している者で他の技能者の模範と認められる者。

(2) 技能を通じて作業の改善に努力し、生産性の向上に貢献した者。

(3) 技能を通じて後進の指導に努力し、技能水準の向上に著しい功績を収めた者。

4 表彰の対象外

前項の基準を満たす者であっても、次の各号の一に該当する者は対象としないものとする。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者

(4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者

(5) 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者

(6) その他表彰することが適当でないと思われる者

5 表彰者数

24人以内とする。

6 推薦の方法

推薦の方法は、次のとおりとする。

(1) 職業訓練団体、技能士会、商工会議所、商工会等民間団体は、被表彰候補者が居住又は事業所が所在している市町村長に対して推薦を依頼する。

(2) 市町村長は、前項の推薦依頼を受けて真に表彰されるに値する者と認めるときは、別表に定める職種について原則として1職種1名を選考し、推薦調書に推薦書を付して総合振興局長又は振興局長(以下、「総合振興局長等」という。)に推薦する。

(3) 総合振興局長等は、前項の書類を受理したときは内容を審査し、原則として1職種1名を選考し、知事に推薦するものとする。

7 提出書類

(1) 推薦団体が市町村へ提出する書類は次のとおりとする。

- ア 推薦調書 3部 (別紙1号様式)
- イ 推薦理由書 3部 (別紙2号様式)
- ウ 受賞環境調書 3部 (別紙3号様式)
- エ 推薦願 3部 (別紙4号様式)
- オ 住民票 3部 (2部複写可)

(2) 市町村長が知事(総合振興局又は振興局経由)へ提出する書類は次のとおりとすること。

- ア 推薦団体から提出された書類 2部
- イ 推薦書 2部 (別紙5号様式)

8 表彰の時期

例年11月中

別 記

1 卓越した技能者の概念について

この表彰を受けることのできる卓越した技能者とは、職務の遂行に技能を要する職業（以下「技能職」という。）に表彰の行われる日現在において従事している者であって、その有する技能が当該職業に従事している他の技能者に比して著しく卓越しており、道内を通じて最高水準にある者であること。

なお、表彰を受けることのできる者は、その有する技能において極めて優れているのみならず後進技能者の指導育成をする等労働者の技能水準の向上、その他地位向上等に寄与するとともに、産業の振興、生活文化の発展に尽くし、勤務成績、日常行為等において他の技能者の模範と認められる者であること。

2 技能職の範囲について

この表彰を受けることのできる者の従事する職業は、技能職であれば製造業、建設業をはじめ全産業に属するものが含まれるものであるが、この表彰制度が技能労働者の育成確保に資することを目的としていることから、職業能力開発促進法に基づく職業訓練及び技能検定の職種に関連するもので現に技能職に従事している者に重点を置くものであり、その職種は別表のとおりであること。

なお、現に技能職に従事しているとは、溶接工、機械工等一般に技能職と呼ばれる職業に従事している者に限らず、本人の職名が会社、団体の役員、訓練校、研修所の指導員等であっても、日常当該技能を職務上活用している場合にあつては、当該溶接工、機械工等の技能職に従事しているものとみなすこと。

3 表彰の対象としない者について

要領4各号のほか、同一事績をもってすでに知事表彰、大臣表彰または褒賞、叙勲を受けている者は、この表彰を受けることはできないものであること。

4 その他

- (1) 被表彰候補者を推薦した後において候補者に身分上の変動（死亡、転職、住所変更等）その他提出書類の記載事項に変更を生じた場合には、直ちに連絡すること。
- (2) 道における技能者表彰関係事務は、北海道経済部労働政策局産業人材課において所掌していること。
- (3) 各総合振興局及び振興局におけるこの表彰事務は、産業振興部商工労働観光課において所掌していること。

別 表

職 業 部 門 及 び 職 種

職 業 部 門	職 種	
I 金属材料製造関係	1 金属材料製造の職業	①製鉄工、製鋼工、②非鉄金属製錬工、③鋳物工、④鍛造工、⑤金属熱処理工、⑥圧延工、⑦伸線工、⑧金属材料検査工、⑨その他の金属材料製造の職業
II 金属加工、金属溶接・溶断、一般機械器具組立・修理及び計器・光学機械器具組立・修理関係 (III部門及びIV部門に関係するものはその部門へ)	1 金属加工の職業	①金属工作機械工、②金属プレス工、③鉄工、製缶工、④板金工、⑤めっき工、⑥針金製品・針・ばね製造工、⑦金属研磨工、⑧金属手仕上工、⑨金属彫刻工、⑩金属製家具・建具製造工、⑪金属製品製造工、⑫金属加工検査工、⑬その他の金属加工の職業
	2 金属溶接・溶断の職業	①電気溶接工、②ガス溶接工、ガス切断工
	3 一般機械器具組立・修理の職業	①原動機組立工、②金属加工機械組立工、③その他の一般機械器具組立工、④一般機械器具修理工
	4 計器・光学機械器具組立・修理の職業	①時計組立工・修理工、②計器組立工・修理工、③光学機械器具組立工・修理工、④レンズ研磨工・調整工、⑤その他の計器・光学機械器具組立・修理の職業
III 電気機械器具組立・修理及び電気作業関係	1 電気機械器具組立・修理の職業 (IV部門に関係するものはIV部門へ)	①発電機・発動機組立工・修理工、②配電・制御装置組立工・修理工、③民生用電子・電気機械器具組立工・修理工、④電気通信機械器具組立工・修理工、⑤電子応用機械器具組立工、⑥半導体製品製造工、⑦電球・電子管組立工、⑧電子機器部品製造工、⑨束線工、⑩被覆電線製造工、⑪乾電池・蓄電池製造工、⑫電気機械器具検査工、⑬その他の電気機械器具組立・修理の職業
	2 電気作業	①発電員、変電員、②送電線架線工、③配電線架線工、④通信線架線工、⑤電信電話機据付工・保守工、⑥電気工事作業
IV 輸送用機械器具組立・修理関係	1 輸送用機械器具組立・修理の職業	①自動車組立工、②自動車整備・修理・板金工、③航空機組立工・整備工、④鉄道車両組立工・修理工、⑤自動車組立工・修理工、⑥船舶ぎ装工、⑦輸送用機械器具検査工、⑧その他の輸送用機械器具組立・修理の職業

職業部門	職種	
V 紡糸・織糸・同関連及び衣服・繊維製品製造関係	1 紡糸の職業	①粗紡工、精紡工、②合糸工、ねん糸工、加工糸工、③揚返工、かせ取工、④その他の紡糸の職業
	2 織布・同関連の職業	①織機準備工、②織布工、③漂白工、精錬工④染色・仕上工、⑤編物工、編立工、⑥フェルト・不織布製造工、⑦つな・なわ・ひも製造工、⑧あみ製造工、⑨その他の織布・同関連の職業
	3 衣服・繊維製品製造の職業	①婦人・子供服仕立職、②男子服仕立職、③和服仕立・修理職、④帽子製造工、⑤裁断工⑥ミシン縫製工、⑦刺しゅう工、⑧その他の衣服・繊維製品製造の職業
VI 建設、土木・舗装・鉄道線路工事、建設機械運転及び農業関係	1 建設の職業	①大工、②型枠工、③鉄筋工、④とび工、⑤れんが積工、タイル張工、ブロック積工、⑥屋根ふき工、⑦左官、⑧配管工、鉛工、⑨畳工、⑩熱絶縁工、⑪内装仕上工、⑫防水工⑬潜水作業員、⑭その他の建設の職業
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	①土木・舗装作業員、②鉄道線路工事作業員
	3 建設機械運転の職業	①建設用機械運転工
	4 農業の職業	①植木職、造園師（工）
VII 窯業製品製造、採鉱・採石、その他の採掘、土石製品製造、化学製品製造及びゴム・プラスチック製品製造関係	1 窯業製品製造の職業	①窯業原料工、②ガラス製品成形工、③ガラス製品加工工、④陶磁器製造工、⑤施ゆう工、ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、⑦ファインセラミック製品製造工、⑧セメント製造工⑨セメント製品製造工、⑩れんが・かわら類製造工、⑪石灰・石灰製品製造工、⑫七宝工⑬窯業製品検査工、⑭その他の窯業製品製造の職業
	2 採鉱・採石及びその他の採掘の職業	①採鉱員、②採炭員、②石切出作業員、④じやり・砂・粘土採取作業員、⑤ダム・トンネル掘削工、⑥さく井工、採油工、天然ガス採取工、⑦支柱員、⑧坑内運搬員、⑨選鉱員、選炭員、⑩他に分類されない採掘の職業
	3 土石製品製造の職業	①石工、②その他の土石製品製造の職業
	4 化学製品製造の職業	①化学工、②石油精製工、③化学繊維工、④油脂加工工、⑤医薬品・化粧品製造工、⑥その他の化学製品製造の職業

職 業 部 門	職 種	
	5 ゴム・プラスチック製品製造の職業	①ゴム工、②ゴム製品製造工、③タイヤ製造工・修理工、④プラスチック製品成形工、⑤プラスチック製品加工工、⑥ゴム・プラスチック製品検査工、⑦その他のゴム・プラスチック製品製造の職業
Ⅷ その他の関係	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	①製材工、②チップ製造工、③合板工、④木工、⑤木製家具・建具製造工、⑥船大工、⑦木製おけ・たる製造工、⑧曲物製造工、⑨げた製造工、⑩木彫工、⑪竹細工工、⑫とうき柳製品製造工、⑬草・つる製品製造工、⑭木・竹・草・つる製品検査工、⑮その他の木・竹・草・つる製品製造の職業
	2 パルプ・紙・紙製品製造の職業	①パルプ工、紙料工、②紙機械すき工、③紙手すき工、④加工紙製造工、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業
	3 印刷・製本の職業	①文字組版作業員、②製版作業員、③印刷作業員、④印刷物光沢加工作業員、⑤製本作業員、⑥その他の印刷・製本の職業
	4 かわ・かわ製品製造の職業	①製革工、②くつ製造工・修理工、③その他のかわ・かわ製品製造の職業
	5 飲料・たばこ製造の職業	①製茶工、②酒類製造工、③清涼飲料製造工、④たばこ製造工、⑤その他の飲料・たばこ製造の職業
	6 食料原料製造の職業	①精穀工、製粉工、②精糖工、③味そ・しょう油製造工、④動植物油脂製造工、⑤その他の食料原料製造の職業
	7 食料品製造の職業	①めん類製造工、②パン・菓子製造工、③豆腐・湯葉・こんにやく・ふ製造工、④かん詰・びん詰・レトルト食品製造工、⑤乳・乳製品製造工、⑥水産物加工工、⑦食肉加工品製造工、⑧野菜つけ物工、⑨その他の食料品製造の職業
	8 装身具等身の回り品製造の職業	①かばん・袋物製造工・修理工、②がん具製造工、③楽器製造工、④模型・模造品製作工、⑤和がさ・ちょうちん・うちわ製造工、⑥洋がさ製造工、⑦ほうき・ブラシ製造工、⑧漆器工、⑨貴金属・宝石細工工、⑩甲・角・貝・きば細工工、⑪印判師、⑫フラワー装飾師、⑬その他の装身具等身の回り品製造の職業

職 業 部 門	職 種
9 定置機関・機械運 転の職業 (他の部門に関係する ものはその部門へ)	①汽かん士、②起重機・巻上機運転工、③ポン プ・ブロワー・コンプレッサ運転工、④そ の他の定置機関・機械運転の職業
10 生活衛生サービス の職業	①理容師、②美容師・着付師、③クリーニン グ工、④洗張工
11 飲食物調理及び接 客サービスの職業	①調理人、②バーテンダー、③給仕従事者
12 その他の技能工、 生産工程の職業 (他の部門に関係する ものはその部門へ)	①内張工、②表具師、③塗装工、④画工、広 告美術工、⑤映写技士、⑥製図工、写図工、 ⑦現図工、⑧包装工、⑨写真工、⑩他に分類 されない技能工、生産工程の職業
13 情報処理技術・通 信技術の職業	①システム設計技術者、②ソフトウェア開発 技術者、③システム運用管理者、④通信ネッ トワーク技術者、⑤その他の情報処理技術・ 通信技術の職業
その他	Ⅰ～Ⅶ及びⅧの1～12に属さない技能的職 種 (①フラワー装飾師、②装蹄師等)

備 考

- 1 本表の職種欄に掲げる職種は、厚生労働省編職業分類の小分類による職種に準じた例示であり、それぞれ職種の内容により関係する部門へ移行できること。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。